

著作権者不明等の場合の 裁定制度の利用円滑化に向けた 実証事業報告書概要

2018年度 文化庁委託事業(3rdステージ)

オーファンワークス実証事業実行委員会

(著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会)

(1) 経緯

(実証事業実施にあたって)

今回の著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業は、3回目の実施となり、オーファンワークス勉強会での検討から数えると、4年目を迎えることとなった。この間、著作権者不明等の著作物問題は、しばしば国会でも取り上げられ、社会的な関心事となってきた。

また、本実証事業開始に先立ち、2018年5月には、大変大きな著作権法の改正があり、35条に関する補償金制度の創設や、柔軟な権利制限規定の導入、また本実証事業の基礎となる裁定制度の改善などによって、著作権環境は大きく変化したと言ってもらえる。

更に、2018年12月には、TPP11の発効を受けて、著作権の保護期間が死後50年から70年に延長された。これも本実証事業の重要性を強調する出来事であった。

このように激変する著作権環境の背景には、著作物の利用環境と利用方法、そして、ビジネスモデルの変化がある。AIによるコンテンツ創作の時代を控え、新しい著作物の利用環境構築に、本実証事業も引き続き、寄与していくことが必要だと考えられる。

(1) 経緯

(実施概要)

○経緯としては、2018年度の著作権法改正を受け、
検索のみの受託を開始、また対象範囲を映像等などに拡大し、
著作隣接権の裁定申請を試みた。

○体制としては、これまでのJRRC中心の実施体制から、
より均等な分業体制への移行を試み、今後も事業をルーティン
化して移行が容易になるように定型化を行った。

○広告の出稿や供託金納付などの事務手続きについても
より容易となるように定型化を行った。

○本格的な実運用に向けて、どのような運営が可能か、検討を
行った。

(1)経緯 -企画-

実証事業の実用化に向けて

～第3回 オープンワークス実証事業の改善点～

2016年度第一回、2017年度第二回と続けてきたオープンワークス実証事業も、実用化して継続運用するための基礎については、概ね、固まってきている。しかし、実際の利用のニーズへの対応範囲と、その収支については、未だ課題となる点も多い。

今回は、要望が多いにもかかわらず、対応が困難であった著作隣接権も視野に入れ、より実用的で広範な利用ニーズに対応することと、2019年1月に施行される改正著作権法への対応として、著作権者の検索と補償金額算定のための基礎資料作成のみを利用者から受託するスキームを加えて、さらに実証事業を重ねることが必要だと考えられる。

このような経緯から第3回オープンワークス実証事業は企画された。

(1)経緯 -企画-

実証事業の実用化に向けて

～第3回 オープンワークス実証事業の改善点～

<改善点-1>

適用範囲の拡大

これまでの利用者からの要望には、実演家の権利と肖像パブリシティ権にかかわるものが多かった。

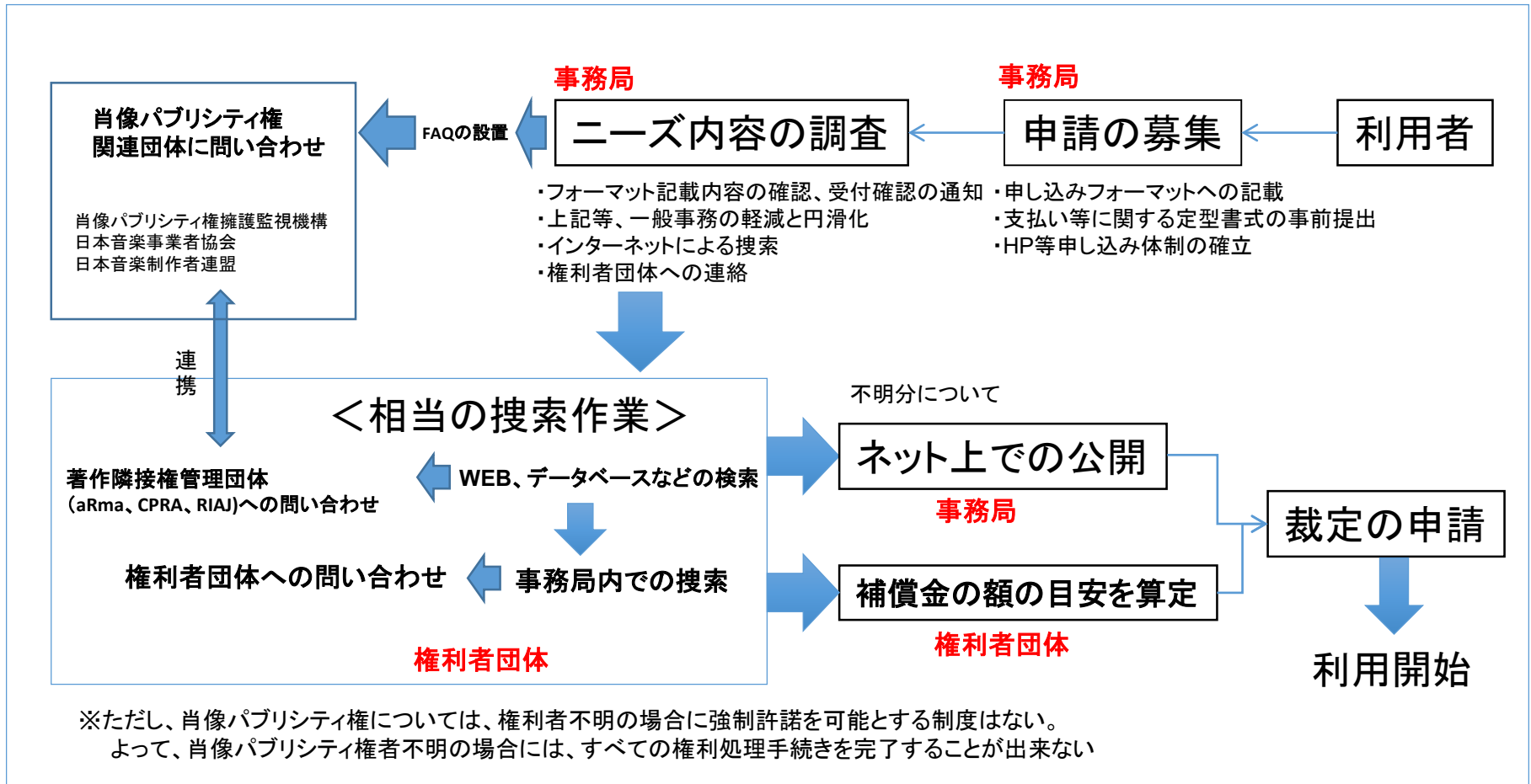
特に肖像パブリシティ権については、著作権法による解決ではなく、別途、解決法を探ることが必要であり、その仕組みづくりが期待されている。

このため、著作隣接権への裁定制度への適用スキームと、肖像パブリシティ権のオープン化に対応するスキームについて、新たな仕組みを構築する。

実証事業の実用化に向けて

～第3回 オーフランワークス実証事業の改善点～

＜著作権隣接権・肖像パブリシティ権への対応＞



(1)経緯 -企画-

実証事業の実用化に向けて

～第3回 オープンワークス実証事業の改善点～

<改善点-2>

裁定制度を利用するための相当の搜索と補償金額算定のための基礎資料作成のみを受託する業務を開始する。

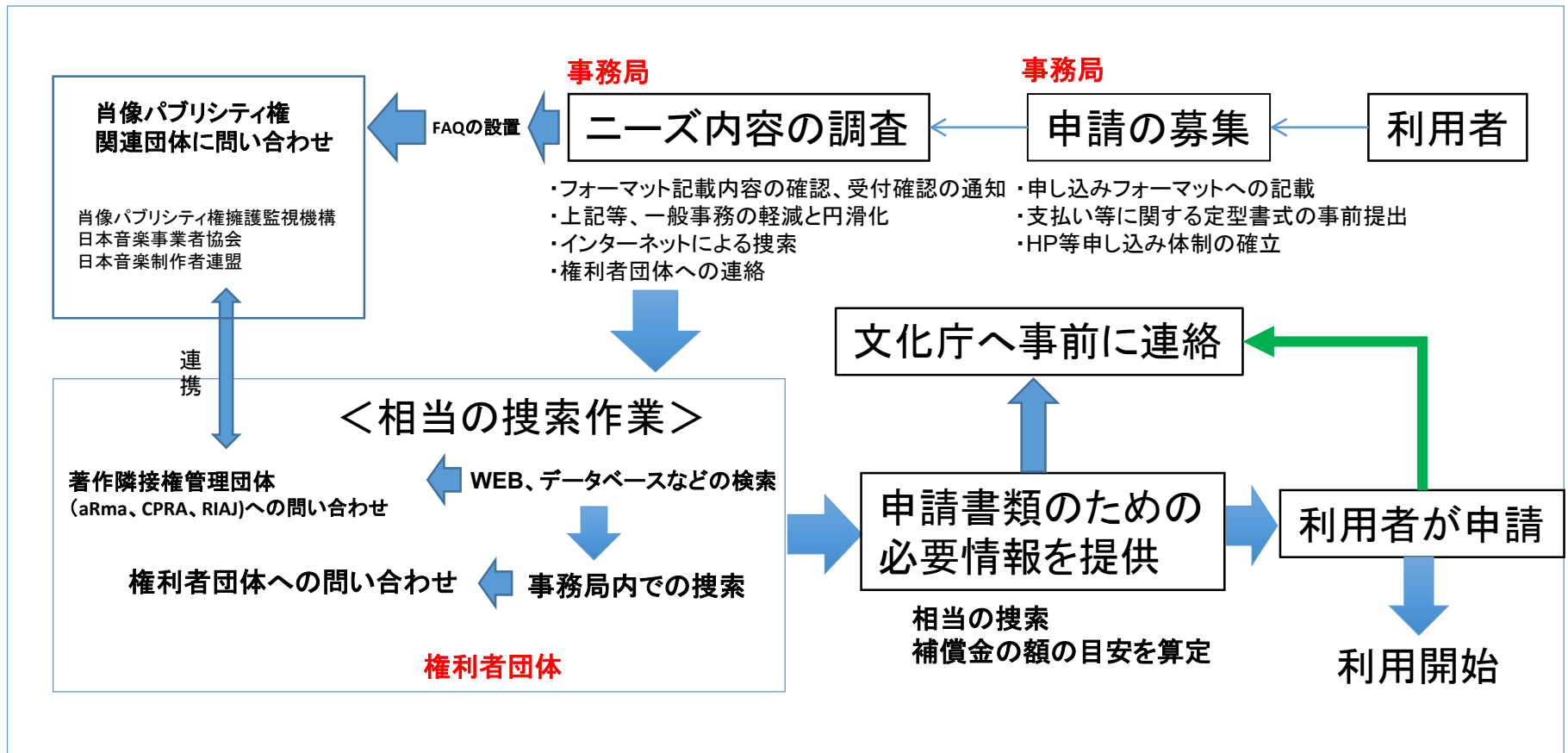
2018年5月に改正された著作権法において、公的な団体等が裁定制度を利用する場合、補償金の供託が不要となった。これによって、公的な団体等が実証事業実行委員会に裁定申請を依頼せずに、自ら裁定制度を利用することが一般化されると思われる。しかし、この場合でも相当の搜索と補償金額の目安の算定は必要だと考えられるために、申請は行わないが前記2業務を受託して行うことが求められている。

よって、この相当の搜索と補償金額の目安の算定のみを行う業務を新設して実証することとする。

実証事業の実用化に向けて

～第3回 オーフランワークス実証事業の改善点～

＜裁定制度を利用するための相当の搜索、補償金額の目安の算定のみの受託業務＞



(1)経緯 -企画-

実証事業の実用化に向けて

<改善点-3>

事務業務の円滑化

これまで2回の実証事業では、法務局の対応を含めて、無駄な手続きの削減、必要書類のフォーマット化などを通じて事務業務の効率化を図ってきたが、本年度の実証事業では、体制のさらなる簡素化に取り組み、より少ない労力で効果的に事務を処理していくとともに、実際に事務局をJRRCから権利者団体に移行していくことを試みる。これによって、実際の事業とする場合にも、設置を容易にする体制構築が可能となるであろう。

<改善点-4>

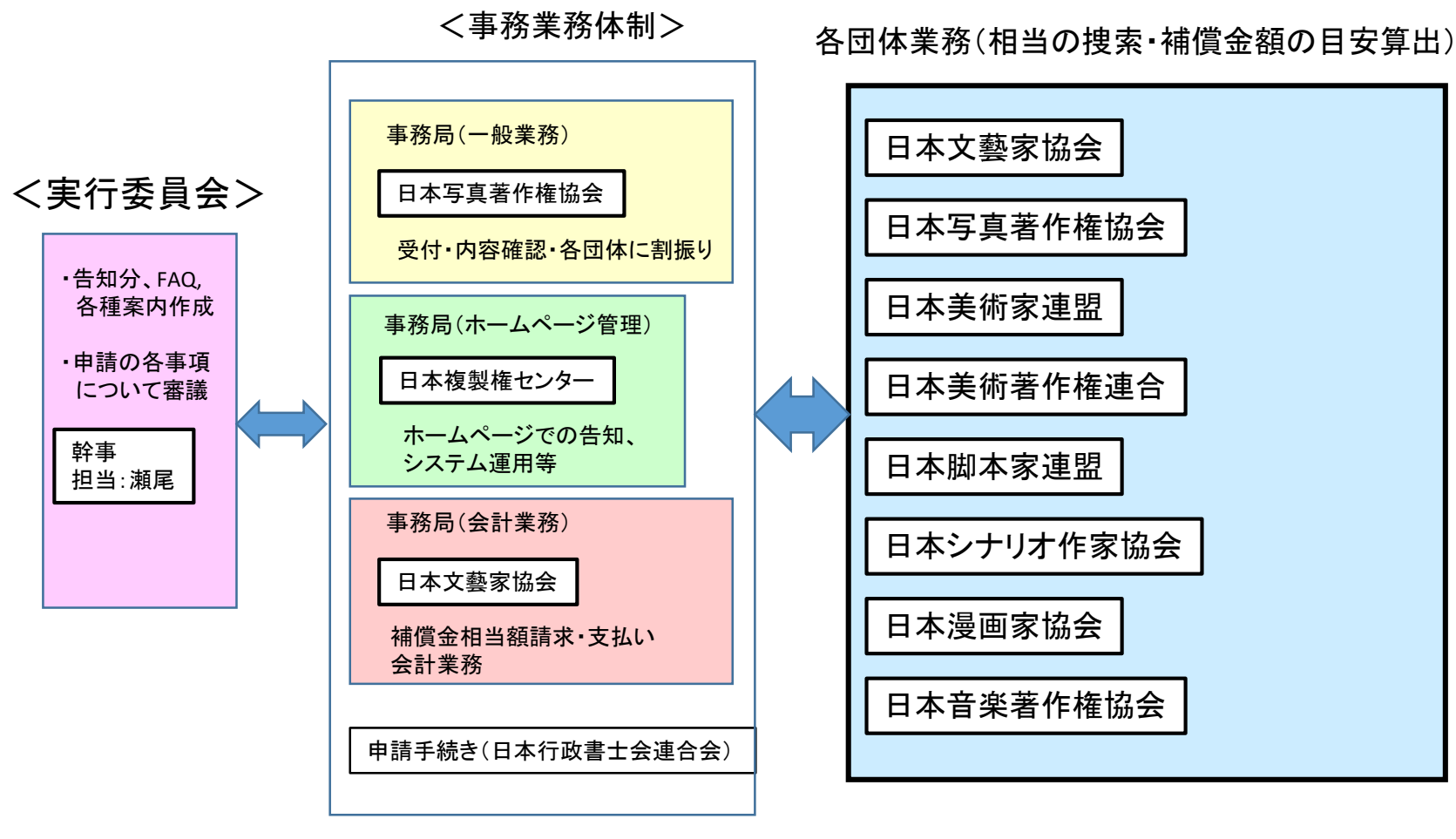
広報の充実

第2回の実証事業において、積極的なインターネットの活用と、クラウドサービスの利用によって、業務の合理化を試みた。今回の実証事業では、裁定制度利用者への広報の充実を図る。これによって、自ら裁定制度を利用することを容易にするだけでなく、本実証事業に参加するに際しても、一定の知識を事前にもって参加することが可能となるだろう。

実際にはネット上の受付など、従来からの機能に加え、Q&A形式の情報提供を充実させていく。

(1)経緯 -企画-

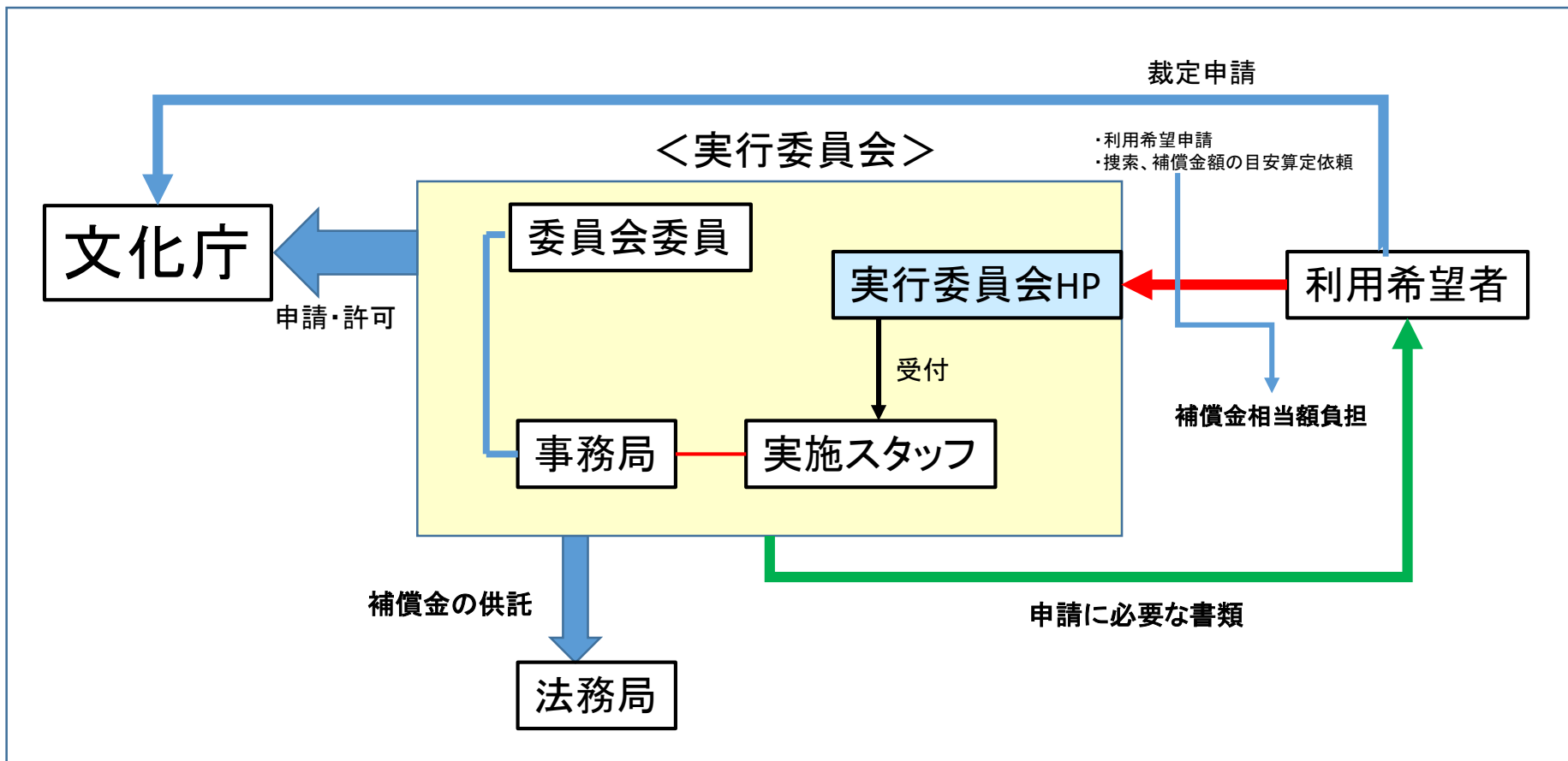
<事務業務体制の構築>



(1)経緯 -企画-

本実証事業スキーム案

<スキーム・フロー>



(2)実績

■第1回裁定申請

募集期間: ~10/10

CRIC広告掲載: 10/18

該当分野の団体にリスト送付・検索依頼: 10/12~10/25

上記の結果をもって文化庁に申請: 11/6

文化庁からの決定通知: 11/27

利用者への可否通知・補償金相当額請求: 11/28

(2)実績

<内容>

(1)英文3点、教科書に掲載された和文1点。

利用方法:株式会社プランディットが、英文、和文を同社が発行する教材等に掲載し、販売する。

(2)インドネシア民謡「あなたのおなまえは」1点。※作曲者は著作権消滅

利用方法:株式会社学研教育みらいが、「あなたのおなまえは(インドネシア民謡)」の歌詞と楽譜を、同社が発行する教材に掲載し、販売する。

(3)書籍「平生 釵三郎」掲載の文章(和文)4点。

利用方法:学校法人甲南学園が、書籍「平生 釵三郎」の復刻版を制作販売し、電子版をデジタルアーカイブに掲載する。

<補足>

・(3)権利者団体が補償金額の目安算定に苦慮したため時間を要し、また次回申請分に同書籍の題簽の申請があったため、まとめて第2回申請分として取り扱うこととした。

(2) 実績

■ 第2回裁定申請

募集期間: ~11/6

CRIC広告掲載: 11/10

該当分野の団体にリスト送付・検索依頼: 11/7~11/16

上記の結果をもって文化庁に申請: 12/14

文化庁からの決定通知: 1/8

利用者への可否通知・補償金相当額請求: 1/11

(2)実績

<内容>

(1) NHK鳥取放送局等制作のラジオドラマ等脚本17点。

利用方法:国立大学法人鳥取大学が、授業の一環で脚本集(非売品)を制作する。

(2) 書籍「戦争とおはぎとグリンピース」に掲載された文章(和文)42点。

利用方法:株式会社KADOKAWAが、書籍「戦争とおはぎとグリンピース」を単行本化し、販売する。

(3)「利根水源探検紀行」に掲載された文章(和文)1点。

利用方法:青空文庫が、「利根水源探検紀行」を、電子書籍化し、同庫に所収する。

(4)書籍「平生鈇三郎」に掲載された題簽(題字)、文章(和文)5点。

利用方法:学校法人甲南学園が、書籍「平生鈇三郎」の復刻版を制作販売し、電子版をデジタルアーカイブに掲載する。

(2)実績

<内容>

(5) 楽曲「籠の鳥」(歌詞)1点。

利用方法: 有限会社リスペクトレコードが、「籠の鳥」を、同社が制作するCDに新たに録音収録し、販売する。

(6) 大学入試問題に使用された英文・和文、中学入試問題に使用された和文、塾教材に使用された英文・和文181点。

利用方法: 株式会社アップが、英文、和文を、同社が発行する教材に掲載し、販売する。

<補足>

・(1) 昭和20～30年代のラジオドラマ脚本が公表された著作物であるとする疎明文書を作成した。

(2) 実績

<疎明文書>

(状況)

裁定制度利用に申請された著作物(脚本)が、ガリ版刷の印刷物であり、放送局へ問い合わせたが、放送の事実が確認できなかった。このため、公表された著作物であることが前提である裁定制度の利用にあたって、委員会で検討を行い、本件について公表された著作物であることを疎明した。

(疎明文書)

昭和20～30年代の鳥取におけるラジオドラマ脚本の件
公表された著作物であることの疎明

NHK鳥取放送局では、昭和20年代～30年代に、当時の放送部長の発案で結成された放送劇団によって多くのラジオドラマが制作され、放送された。

本件は、同放送劇団の関係者が保存していたガリ版刷りのラジオドラマ脚本である。

これらの事実から、番組名、放送日時及び放送局名が表記されている脚本(別紙(1)1～14、17)は、NHK鳥取放送局で放送された著作物であると言える。

放送日時等の記載がない脚本(別紙(1)8～16)であっても、同放送劇団のために相当程度の部数の複製物が作成され、頒布されたことは明らかである。また、鳥取大学の研究によって、当時のラジオドラマの企画、脚本執筆、演出等が同放送劇団の関係者によって行われたことが分かっており、脚本の著作者は、同放送劇団の関係者であると推定できる。以上のことから、放送日時等の記載がない脚本(別紙(1)8～16)であっても、発行された著作物であると言える。

公表された著作物とは、発行され、または許諾を受けて著作権法第22条から第25条までに規定する方法で利用された著作物のことであるから、本件脚本はいずれも公表された著作物であると言える。

なお、本件脚本の放送実績をNHK知財センターに問い合わせたところ、放送の事実は確認できなかったが、昭和20年代～30年代に地方放送局単局で放送された番組については、データベースに登録されていないものがあつたとしても不思議ではないとの回答を得ており、本件脚本が公表された著作物であることを否定するものではない。

以上

(2)実績

■第3回裁定申請

募集期間:~12/3

CRIC広告掲載:12/18

該当分野の団体にリスト送付・検索依頼:12/18~1/8

上記の結果をもって文化庁に申請:1/31

文化庁からの決定通知:2/22

利用者への可否通知・補償金相当額請求:

(2)実績

<内容>

(1) 写真雑誌「世界画報」等に掲載された写真2点。

利用方法:興国索道株式会社が、携わった工事の写真を、同社の社史に掲載する。

(2) センター試験に使用された英文6点。

利用方法:株式会社お茶の水ゼミナールが、英文を、同社が発行する教材に掲載する。

(3) 楽曲「陣中ひげくらべ」、「愛国行進曲」の歌詞2点。※作曲者は著作権消滅

利用方法:株式会社PSCが、映画の中で使用する。

(4) 「交響曲 三重讃歌」における実演271名。

利用方法:個人が、希望者を募り、メモリアルDVDを制作し、販売する。

(5)書籍「おおきな木(作:シェル・シルヴァスタイン 訳:本田錦一郎)」1点。

利用方法:カシヨ株式会社が、取引先の教育用教材(非売品)として複製する。

(6) 大学入試問題に使用された英文3点。

利用方法:学校法人河合塾が、英文を、同社が発行する教材に掲載する。

(2)実績

(7)「ハニーハンター 全3巻」、「よろしく春平 全2巻」の漫画5点。

利用方法: 有限会社佐藤漫画製作所が、電子書籍化して、販売する。

(8)書籍「図案化せる実用文字」、「絵を配した図案文字」2点。

利用方法: 株式会社マール社が、2冊を合本し、復刻版を制作し、販売する。

(9)大学入試問題で使用された英文、地図、図、漫画、写真、イラスト78点。

利用方法: 株式会社東京教育研が、同社が発行する教材に掲載し、販売する。

(10)カネボウ化粧品キャンペーンポスターに使用された写真3点。

利用方法: 株式会社カネボウ化粧品が、同社のホームページに掲載する。

(2)実績

<補足>

・(4)の著作隣接権については、当該利用方法を管理する権利者団体が実証事業実行委員会に参加していなかったため、権利者の検索および補償金額の目安算定に苦慮した。

(映像コンテンツの二次使用料を参考に実行委員会で補償金の算定を行った。)

・(5)実証事業では、訳者の本田錦一郎氏について取り扱うこととしていたが、原作者のシェル・シルヴァスタインの日本代理店から出版本以外の使用許諾は難しいとの回答があり、申請を取り下げた。

・(8)申請者の会社ホームページで権利者検索を呼びかけていたところ、著作権者の家族から連絡があり、直接許諾をとれることとなり、申請を取り下げた。

(2)実績

2018年度実証事業 問い合わせ状況

◆地方行政組織

昭和40年代に町勢発展を目的として制作された映像をDVD化し、市民に見てもらいたい。
→映画製作者としての権利が当該行政(町)に帰属する場合、特段の権利処理は不要だが、脚本等の権利者がいる場合は確認が必要と回答。

◆教育出版社

新聞投書欄に掲載された文章を教科書に掲載したい。
→検定教科書への掲載のため権利制限の対象であり、文化庁が算出する教科書補償金の額を法務局に供託することになるため裁定不要。

◆教育出版社

インターネットサイトに掲載されている英文を同社が発行する教材に掲載したい。
→事情により、掲載を断念すると連絡があった。

◆一般企業

書籍に掲載されていた昭和20年代の福島市内の写真を同社ホームページに掲載したい。
→保護期間満了のため、許諾なく使用可能と回答。

(2)実績

◆大学教員(個人)

「てんぐのはな」等国会図書館のデジタルコレクションの図版を自身の論文に資料として掲載したい。
→スケジュールを伝えたところ、出版予定日に間に合わないとのことで、取り下げた。

◆コンテンツ制作企業

海外アーティストのYouTube動画を同社SNS広告に掲載したい。
→楽曲、撮影者、実演家それぞれの許諾が必要で、特に外国人の権利処理は難しい旨伝えたところ、取り下げとなった。

◆コンテンツ制作企業

楽曲「にんげんていいな」をCMに使用したい。
→補償金算定のための詳細聞き取り段階で、取り下げの申し出があった。

◆一般社団法人

「明治大正昭和の大絵巻」等に掲載された挿絵、漫画等をデジタル教材用として販売したい。
→デジタル教科書等に掲載するデジタル用の素材画像等をアーカイブ化し、販売するのが目的とのことだったが、詳細不明な点が多く、今回の実証事業では対応しかねる旨を回答。

◆大学博物館

大学の発掘調査等の過程で収集、作成された資料を保存し、次世代の研究に提供する活動を目的としており、膨大な写真やネガの権利処理等について相談したい

シンポジウムの開催

「著作権保護期間70年時代に裁定制度が果たす役割とは」 ～裁定制度を活用した利用円滑化について～

■ 日時 2019年3月20日(水)14:00～16:30

■ 会場 けやきホール

■ 主催

著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会
(オーファンワークス実証事業実行委員会)

シンポジウム概要

オーファンワークス実証事業実行委員会は、2018年度3回にわたり個人や各種団体等より依頼を受けて権利所在が不明と思われる著作物の裁定手続きを行ってきました。

本年度の実証事業が2019年3月末で終了するにあたり、その報告書の取りまとめを行い、シンポジウムを開催いたします。これまでの経緯を踏まえ、本年度の実績報告と改善に対する提案、そして問題点などを検討いたします。

また、今後の展望についても、裁定制度のみではなく、周辺の制度整備の必要性など、広い視点から議論を行います。

企業・団体等が所蔵している資料等の再利用に関し、権利者が不明のために利用ができない等でお困りの方は、是非このシンポジウムに参加していただき、有効利用のための参考としていただければと思います。

また、オーファンワークスについてより詳しく知りたい方も是非ご参加ください。

14:00～14:10	実行委員長あいさつ 三田 誠広 オーフアンワークス実証事業実行委員会 委員長 (公益社団法人日本文藝家協会 副理事長)
14:10～14:40	裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業成果報告 瀬尾 太一 オーフアンワークス実証事業実行委員会 幹事 (一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事)
14:40～16:20	パネルディスカッション 「著作権保護期間70年時代に裁定制度が果たす役割とは」 ～裁定制度を活用した利用円滑化について～ <パネリスト> 三田 誠広 赤松 健(公益社団法人日本漫画家協会 常務理事) 大塚 大(行政書士/日本行政書士会連合会 知財部門専門員) 福井 健策(弁護士・ニューヨーク州弁護士/日本大学芸術学部・神戸大学大学院 客員教授) <コーディネーター> 瀬尾 太一
16:20～16:30	質疑応答
16:30	閉会

パネリスト・プロフィール

三田 誠広 小説家／公益社団法人日本文藝家協会 副理事長

作家。1948年、大阪生まれ。早稲田大学文学部卒。『僕って何』で芥川賞。早稲田大学客員教授を経て武蔵野大学教授(文学部長／文学研究科長)。日本文藝家協会副理事長、創作者団体協議会議長、日本ペンクラブ理事、著作権情報センター理事、日本点字図書館理事。青春小説『いちご同盟』、歴史小説『空海』『道鏡』『西行』『聖徳太子』『親鸞』、児童文学『青い目の王子』、翻訳『星の王子さま』、評論『実存と構造』など著書多数。

赤松 健 漫画家／公益社団法人日本漫画家協会 常務理事

漫画家。1968年生まれ。海城高校・中央大学卒業。公益社団法人日本漫画家協会常務理事。マンガ図書館Zを運営する株式会社Jコミックテラス取締役会長。代表作に『ラブひな』(第25回講談社漫画賞)、『魔法先生ネギま!』など。現在は別冊少年マガジン(講談社)にて『UQ HOLDER!』を連載中。著作権の著書として「出版・マンガビジネスの著作権」(第2版、2018年、共著)。

大塚 大 行政書士/日本行政書士会連合会 知財部門専門員

行政書士、知的財産管理技能士1級(コンテンツ)。1966年生まれ。明治大学、明治大学大学院修士課程修了。東京都行政書士会理事。日本REPエージェンシー協会(ハイファッションエージェント)監事、株式会社PROFICT LAB(産学連携TLO)監査役。「許認可等申請マニュアル」新日本法規2018 共著 知財担当)

福井 健策 弁護士(日本・ニューヨーク州)/日本大学芸術学部・神戸大学大学院 客員教授

1991年 東京大学法学部卒。米国コロンビア大学法学修士。現在、骨董通り法律事務所 代表パートナー。「著作権の世紀」「誰が『知』を独占するのか」(集英社新書)、『『ネットの自由』vs.著作権』(光文社新書)、「18歳の著作権入門」(ちくまプリマー新書)、「AIがつなげる社会」(弘文堂)ほか。国会図書館審議会会長代理、内閣知財本部など委員を務める。

<http://www.kottolaw.com> Twitter: @fukuikensaku

瀬尾 太一 写真家／一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事

1998年 日本写真著作権協会理事、2001年より常務理事(現職)。2003年より日本複製権センター(JRRC)副理事長(現職)。2002年より10年間文化庁文化審議会著作権分科会委員、ほか法制問題小委員会委員、契約流通小委員会等を歴任して著作権に関わる。また、写真家を始めとする著作権者や経団連コンテンツポータルサイト「Japacon」などのデータベース構築に参加。公益社団法人日本写真家協会会員。

(3) 結果報告

(実用化への可能性)

- ・事務局の分担移行は円滑に行われた→**事業として定型化が進んできた**
- ・広報については、かなり**事業の周知が進んできており**、計画的な利用者が増加してきている。ただし、利用の分野が固定化してきており、これまで利用実績のない分野、**新たな利用についての広報が必要**とされてきているだろう。
- ・依然として採算に関しての可能性は見込めていないが、社会的な負担として費用の捻出を試みてはどうか。
→公的な資金による継続的な運用の可能性はないか
- ・各権利者団体の負担は、業務の内容がパターン化してくることにより、軽減されることが分かってきた。**継続することで権利者団体の負担は軽減され、実用化のハードルは下がる**と思われる。
- ・申請手数料が、**¥13,000から¥6,900に引き下げられた**ことにより、実質的に利用者が単独で申請しやすくなった。ただし、CRICの広告料は依然¥8,100であり、合計費用は¥15,000となる。

(3) 結果報告

(業務自体についての実績)

・当初の企画では予想されていなかった、著作権の保護期間の死後70年延長によって、オーファンワークス処理の需要は社会的に高まってきているといえる。

保護すべき権利を擁護しつつ、より広い範囲でオーファンワークスが解消されることが望まれている。

・パブリックドメインとなった作品のアーカイブ化を進めている青空文庫も、著作権の保護期間が70年となったことによって、作品の収集が困難となってきた。このような活動とも連携して、著作権者不明作品の活用を試みることも重要だと考えられる。

・著名な著作権者に対する裁定制度の利用

→著名な著作権者について、利用の申請をしても回答が得られないことから、裁定に申請する事例が複数あった。

しかし、社会通念上、著名であり、所在についても判明する可能性の高い著作権者については、裁定制度の適用は不相当であると、委員会では結論した。ただし、連絡しても返答がなく、利用が不可能な場合への対応は今後の課題として残っている。

(3) 結果報告

・大学の資料のような膨大な資料をアーカイブ化するなどの利用に対して、
大きなニーズがあることが判明した。

京都大学の資料アーカイブについて、実地調査を行ったところ、次のような実態が判明した。

→教授の退官により、研究室の閉鎖が行われた場合、それまでに蓄積された資料の保存などが不可能な状況にある。

→このような資料には極めて重要な資料が含まれているにもかかわらず、アーカイブ化、デジタル化もかなわず、廃棄されている現状がある。

→このような資料のアーカイブ化に関して、すべての資料に対して著作権処理の必要性判別、また著作権処理は困難な状況であり、我が国の研究資料の活用に対して、対応が望まれている。

(3) 結果報告

・本実証事業以外の裁定制度の粗雑な利用

→裁定制度が広まるにつれて、この制度を粗雑に利用しようとする例が認められた。

具体的には、ほとんど検索を行わずに、容易に著作権者が発見できるものも含めて、裁定申請して、利用に供しようという動きである。

今後、裁定申請の増加が見込まれることから、このような申請について、厳正な制度の利用を促す仕組みが必要だと思われる。

→対策としては、各権利者団体への問い合わせが必要なことから、各権利者団体では、問い合わせの利用に対して確実なチェックを行い、疑義ある問い合わせには、検索の差し戻しを行うことが必要だと考えられる

(3) 結果報告

・裁定制度で処理不能な権利の問題

→著作権については、裁定制度により許諾を得ることができるが、肖像パブリシティ権、肖像プライバシー権については、処理することができない。

このため、著作権について処理をしても、実際には利用できないケースも想定されている。

特に映像(映画の著作物)の場合で、過去の短いニュース番組など、大変貴重な映像が、利用されていない状況に対して、流通促進の観点から裁定制度の活用のみならず、利用円滑化施策が求められるところである。

肖像権の許諾不在の場合の利用促進については、別の角度から制度の構築が望まれるだろう。特にプライバシー権の処理が不能なことから、利用できない場合は大変多いと考えられる。

(4) 提案

＜次年度への提案-1＞

試験問題の二次利用に関して

毎年、非常に多くの利用が行われている試験問題の二次利用について、権利処理が不能であるもの、著作権者が不明のものについて、何らかの簡易的な処理制度が構築できないか

→例) 拡大集中許諾による権利処理

→例) 著作権者が不明の場合の補償金付き権利制限

(参考資料次ページ)

今後のオーファンワークス問題解消にむけて

<拡大集中許諾制度について>

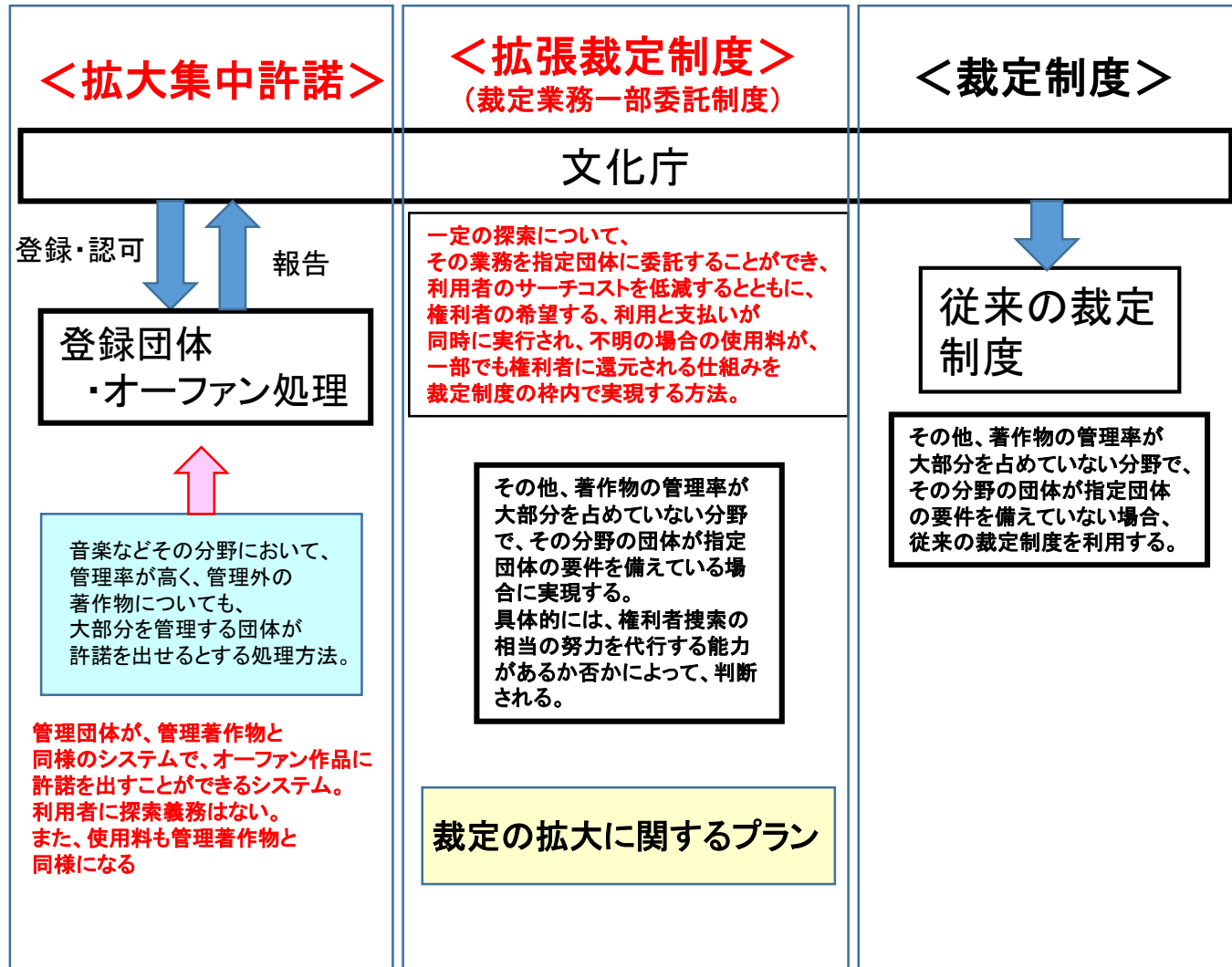
これまで拡大集中許諾制度については、様々な調査も行われ、その実態への理解が深まってきた。その中で、すべての分野、すべての著作物の利用について、許諾を得られるようになる制度は、現時点での日本では構築に時間がかかると思われる。このことから、まずは次のような拡大集中許諾の制度を検討してはどうか。

限定的拡大集中処理

対象となる著作物と、利用の範囲について、極めて限定的に団体が許諾を出せる制度。つまり、特別の場合であり、通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を不当に害さない利用について、特定の団体が許諾を出せる制度。対象の著作物は明確に規定され、また目的も限定された記述された法律によって、指定された特定の団体が、許諾を出せるようにする制度を想定している。

- 例)
- ・試験問題の2次利用において、著作権者が不明だった場合、特定の団体が許諾を出すことが出来る
 - ・図書館が所蔵する写真資料について、アーカイブ化してネット公開する目的の場合、特定の団体が許諾を出せる
 - ・授業での利用における、著作権者が不明な著作物について、特定の団体が特定の利用許諾を出すことが出来る

(参考) オープンワークス勉強会の提案する 推奨されるオープンワークス解消のための制度イメージ



(4) 提案

＜次年度への提案-2＞

ドキュメンタリー、ニュースに関する映像について

現在、時事関係のニュース、ドキュメンタリーの映像が、著作権者不明のため、相当数、利用できずにいるという情報を得た。また、所有権やプライバシー権などの処理についても困難があるとのことである。

このような映像を、例えば35条に該当する利用についてなど、利用を特定して、利用可能とする制度の構築はできないか。

社会的に重要な映像資料の活用に関して、検討が望まれる。

(4) 提案

<次年度への提案-3>

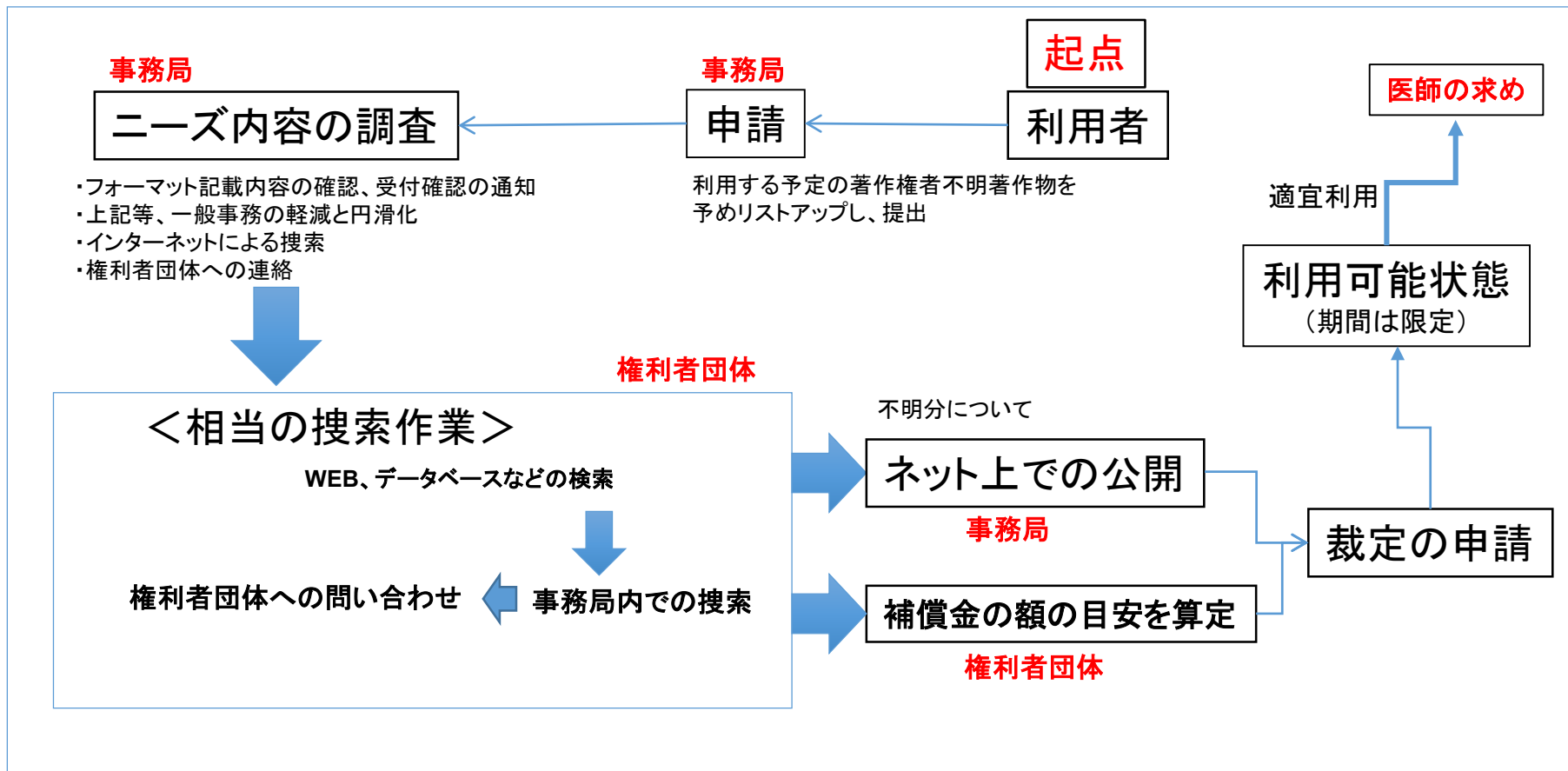
事前に申請する裁定制度

特定の目的に利用する場合、あらかじめ利用用途を特定して、裁定制度の利用を促進させることはできないか

- 例) 製薬に関する学術文献のうち、医師の要請を受けて提供する文献について、対象の文献を特定し、あらかじめ、提出を目的とした裁定申請をおこない、一定期間その目的のために利用することを可能とする。
- 例) 製薬企業が利用する製薬についての文献のうち、著作権者不明の文献について、あらかじめ裁定を申請して利用可能な状況にし、医師の求めに応じて即座に提供可能とする。
- 例) また、想定外の文献について、医師からの求めがあった場合、その文献をまとめて、裁定申請を行い、次回の利用について、即座に提供可能な状況とする。

＜事前に申請する裁定制度例＞

＜製薬企業等の医師への提供文献等＞



<オーファンワークス実証事業実行委員会>

(役員)

実行委員長 三田誠広 公益社団法人日本文藝家協会 副理事長
幹事 瀬尾 太一 一般社団法人日本写真著作権協会 常務理事
幹事 世古 和博 一般社団法人日本音楽著作権協会 常務理事
幹事 赤松 健 公益社団法人日本漫画家協会 常務理事
監事 梅 憲男 日本美術著作権連合 事務局長

公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本美術家連盟
一般社団法人日本美術著作権連合
協同組合 日本脚本家連盟
協同組合 日本シナリオ作家協会
公益社団法人日本漫画家協会
公益社団法人日本複製権センター
オーファンワークス勉強会

アドバイザー 山本隆司弁護士 インフォテック法律事務所
池村聡弁護士 三浦法律事務所
大塚大行政書士 駒沢公園行政書士事務所

オブザーバー 日本弁護士連合会
日本行政書士会連合会

事務局(議事) 公益社団法人日本文藝家協会
事務局(業務) 公益社団法人日本複製権センター